

第5次総合計画基本構想（改定案）

基本構想

第1章 総合計画の概要

1 総合計画の改定

(1) 趣旨

新型コロナウイルスの感染拡大により、産業経済に大きな影響が生じている一方で、テレワークなどリモートサービスの活用が進み、DX など社会変革に向けた取組みが加速するなど、環境が急速に変化しました。

このように変化が早く不確実性の高い、いわゆる VUCA（ブーカ）の時代と言われる経済社会において、本市が持続可能な発展をするためには、自治体として自立した経営に向けてミッション・ビジョン・バリュー（MVV）の考え方を取り入れることとし、具体的には将来のありたい姿を設定したうえでバックカスティングによるゴール実現のための道筋や施策を未来から逆算して考える手法により、市政運営を行います。

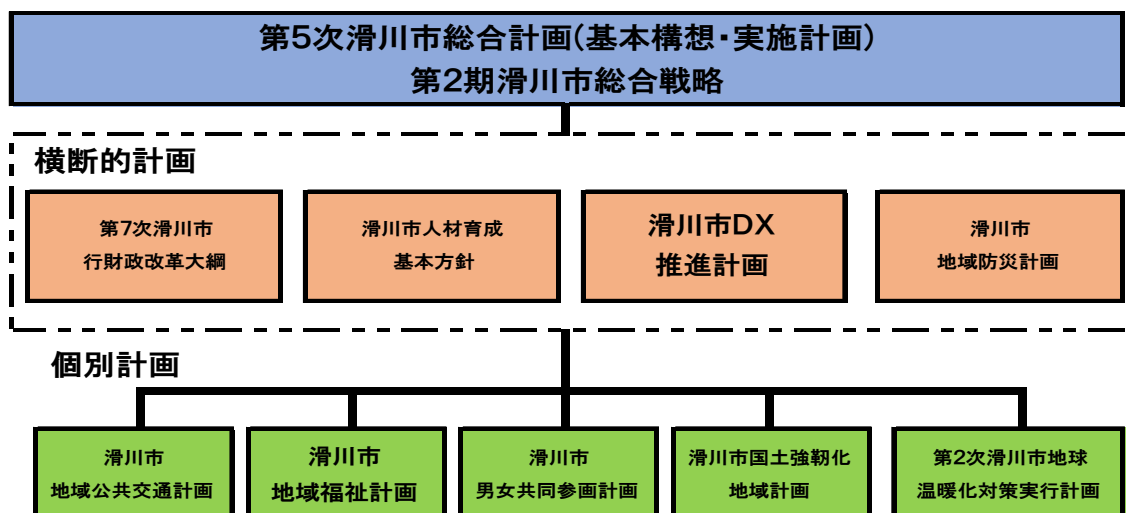
※1 VUCA・・・Volatility（変動性）、Uncertainty（不確実性）、Complexity（複雑性）、Ambiguity（曖昧性）の頭文字を取った言葉で、めまぐるしく変転する予測困難な状況を指します。

※2 MVV・・・Mission（ミッション）、Vision（ビジョン）、Value（バリュー）の頭文字を取った言葉で、社会における組織の存在意義を示し、組織の構成員にとって仕事をする上での行動指針となるものです。

※3 バックカスティング・・・目標となる将来の理想の姿（ありたい姿）を想定し、その姿を実現する道筋や施策を未来から現在へさかのぼって考える思考法です。

(2) 総合計画と主要計画との関係

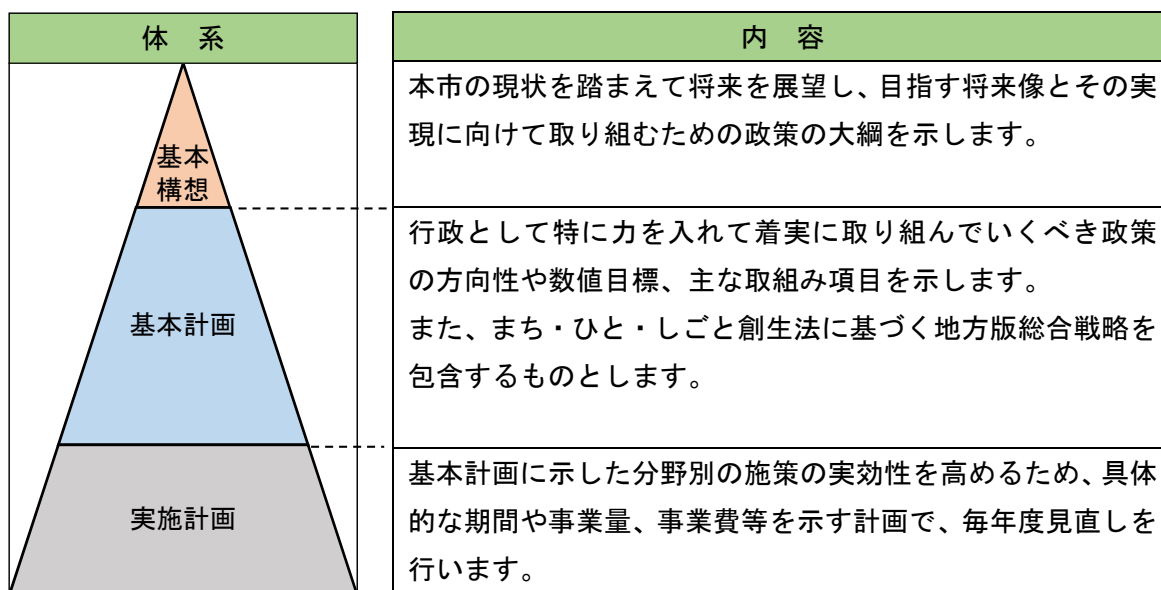
総合計画は自治体の全ての計画の基本となり、本市の各種計画の最上位に位置づけられるものです。各種計画との関連図は次の通りです。今後相互の関連を図れるよう内容や運用面で調整・改定を進めていきます。



2 総合計画の構成と期間

(1) 構成

計画の構成は、基本構想、基本計画、実施計画の3層構造とします。

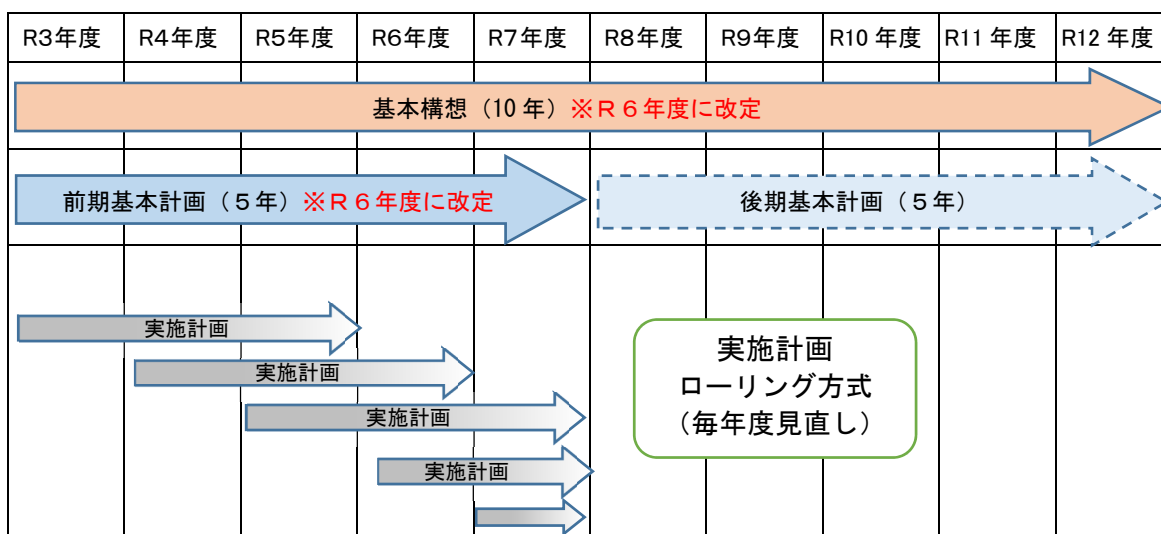


分野別個別計画

…総合計画のもと、各分野の施策を推進するため必要に応じて計画を策定します。

(2) 計画期間

改定後においても基本構想の計画期間は、令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間から変更ありません。基本計画の計画期間は、社会経済情勢の変化等に対応できるよう、前期・後期に分割し、それぞれ5年間とします。実施計画の計画期間は短期間とし、計画の進捗管理を踏まえて毎年度見直しを行います。



第2章 滑川市をとりまく現況

1 滑川市の現況

(1)滑川市の特徴

①地形

本市は、「天然の生簀（いけす）」と称される日本国内随一の魚介の宝庫で、「世界で最も美しい湾クラブ」に加盟している富山湾に面しています。

南西は郷川とこれに合流する上市川下流部を境界に、県都・富山市などと、東は立山連峰の劔岳から流れてくる全国トップクラスの急流河川早月川を境界に魚津市と接しています。

市域は、県南東部に広がる3,000メートル級の「北アルプス」立山連峰を背景にして、早月川と上市川に挟まれた扇状地の上に形成されています。

県内でも立山連峰が特に雄大に見え、中山間地からは県内随一の夜景や富山湾に沈む夕日がひととき美しく見えるなど、市民に安らぎを与えています。

②歴史

平安時代から室町時代にかけて、現在の滑川市域を中心とする地域は京都・祇園社の荘園「堀江荘」で、穀倉地帯として開発されました。

戦国時代を経て、豊臣秀吉の天下統一後、現在の滑川市域を含む新川郡などが、戦国大名・前田利家の領地となりました。特に沿岸の旧町部は北陸街道沿いにあり、江戸時代には加賀藩の宿場町（本陣）として栄えました。また、富山藩の薬種商から薬の製法を習ったことが滑川の売薬の始まりです。

明治時代から大正時代にかけては米の集積地・沖への積み出し港として橋場に郡役所が置かれ、中新川郡の政治・経済の中心地として発展しました。

旧北陸街道の宿場町には、江戸期からの国登録文化財も多数存在しており、近年古い町並みの景観を活かして出店する者が増え、まちなかに賑わいが生まれつつあります。

③産業

現在は、古くから盛んな農業やホタルイカ漁に代表される漁業に加え、医薬品や建材など幅広い品目で製造業も発展。数多くの企業が本社や製造拠点を置いており、製造品出荷額においては県内第4位、人口比では県内第1位です。良好な住環境のもと職住が近接しており、暮らしやすいまちとして評価されています。

④文化

本市には滑川沖の海中にあるとされる竜宮伝説にちなんだ「ふるさと竜宮まつり」や厄除けや無病息災などを祈願する「ネブタ流し」など、古くから受け継がれてきた民族行事や文化が残っています。

また、滑川の特徴として挙げられる売薬文化について、江戸期に富山藩の薬種商から薬の製法を習ったことを始まりとし、滑川の薬売りたちの営業範囲が全国に広まっていたと伝えられています。かつては市内人口の1割程度が売薬を営んでおり、近年では減ってきていますが、売薬の精神や文化は現在においても滑川に息づいています。

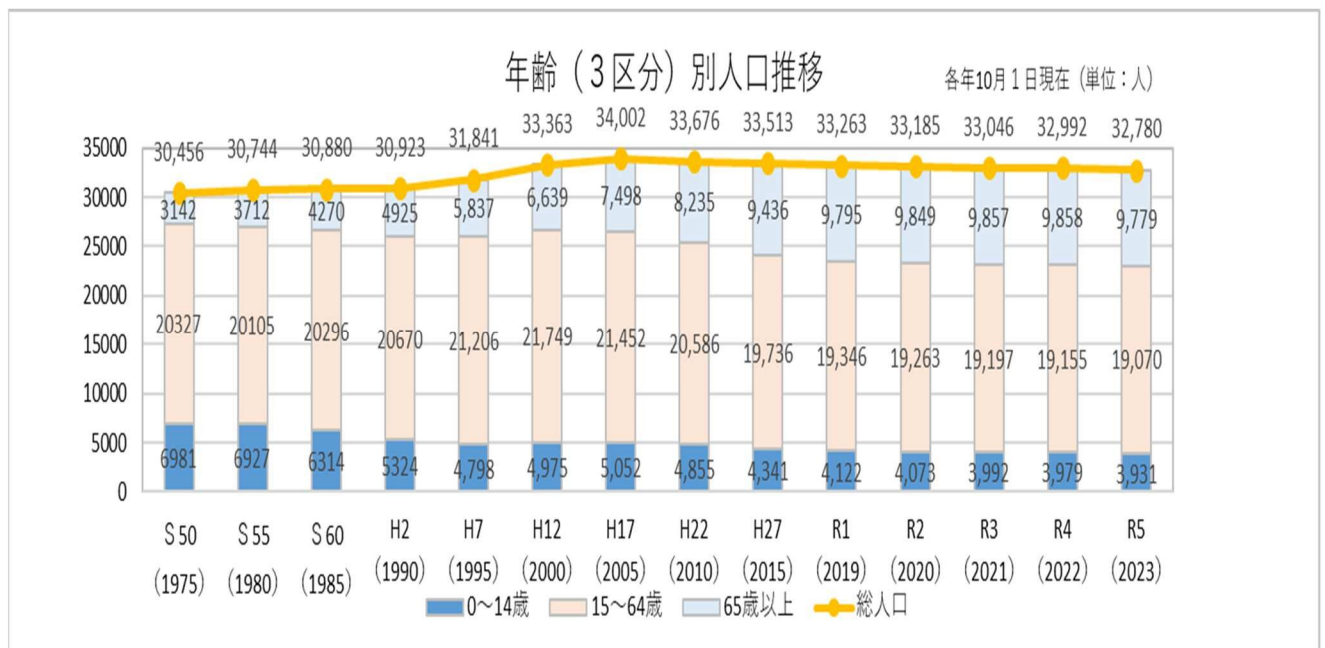
(2)人口動態

本市の住民基本台帳人口は、昭和 29 年 3 月市政施行時の 30,875 人を初めとして、本市の自然・歴史・産業・文化等がもたらす暮らしやすさによりバブル経済期まではやや安定して微増傾向にあり、平成 16 (2004) 年の 3 万 4 千人台をピークとして、以後、全国的な少子高齢化の影響を受け、緩やかな減少を続け、令和 5 (2023) 年 10 月現在で、32,780 人となっています。

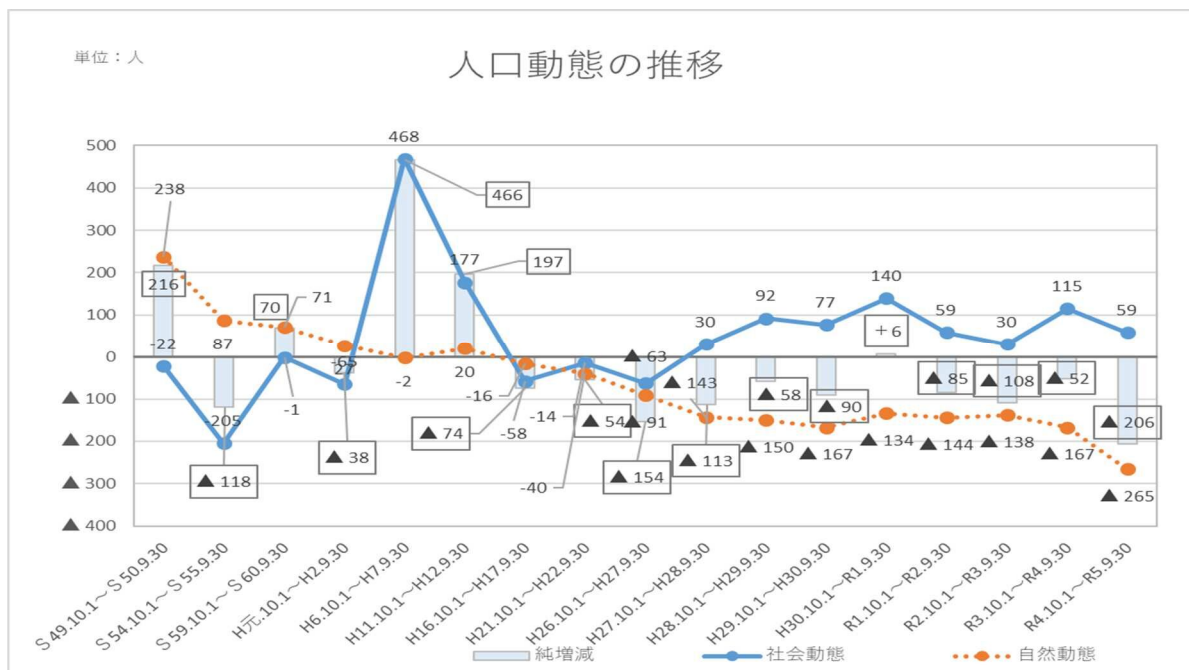
地価が安く県都・富山市に隣接しアクセスがよいことから住宅用地が市西部を中心に多く造成され住環境として利便性が高いこと、近年では、「子育て応援宣言」に基づく第 1 子の保育料半額、第 2 子以降の保育料完全無料化や子ども医療費助成などの子育て支援施策の成果もあり、人口の社会動態（転入－転出）は、8 年連続プラスで推移しているほか、合計特殊出生率も回復傾向にあります。

しかしながら、少子高齢化の進展により高齢者が占める人口構成比の割合が令和 2 (2020) 年に 29.4%に対し令和 42 (2060) 年が 36.2%と推計されていること、15～19 歳、20～39 歳の若い世代の首都圏等への転出が多いことなどから、社会構造の変化に適応した自治体運営が必要となっています。

将来人口は、社人研の推計による本市の将来人口は令和 42 (2060) 年で約 22,000 人となっていますが、働く場の拡充や少子化対策等により、若い世代の U ターン等の転入者の増加及び出生率の向上を図り、令和 42 (2060) 年の将来目標人口 30,000 人を目指します。



資料：国勢調査、住民基本台帳（平成 26 年以降は外国人を含む）

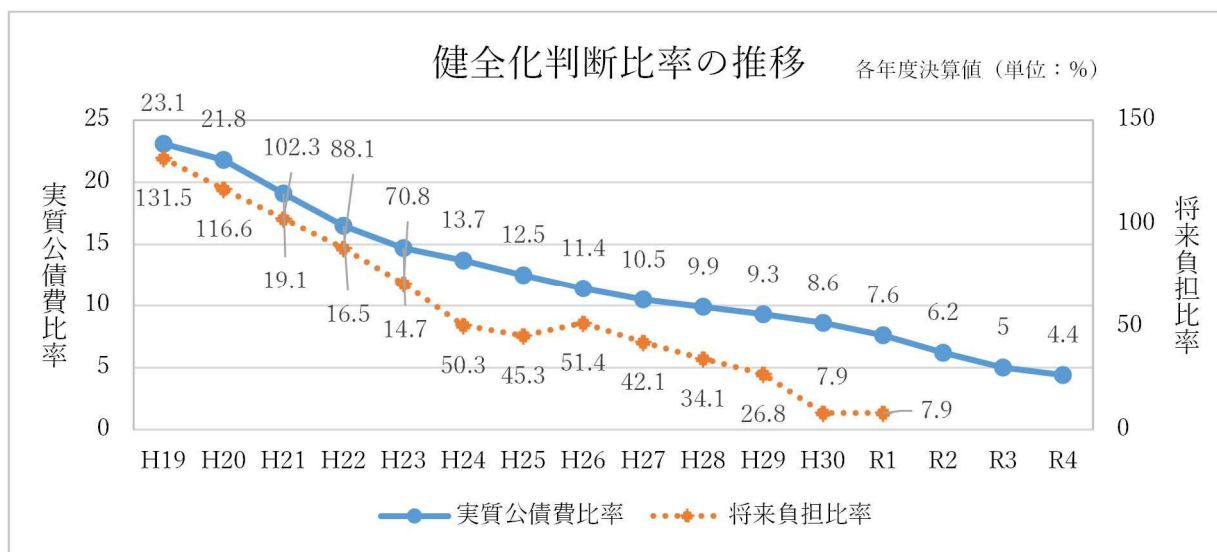


資料：富山県人口移動調査

(3) 財政状況

本市は、昭和 32 年に財政再建団体に指定され、昭和 42 年に指定が解除された後も健全な財政運営に努めておりましたが、平成 19（2007）年度決算で実質公債費比率が早期健全化基準（25%）に近い 23.1%となったことを契機に、平成 23（2011）年に「滑川市健全な財政に関する条例」を制定し、中期財政計画に基づく計画的な財政運営のもと、徹底した歳出の抑制に取り組むとともに、地方債残高の削減に取り組んできました。こうした不断の努力の成果により、令和 4 年度決算に基づく健全化判断比率は、実質公債費比率が 4.4%、将来負担比率はなしと改善しています。

今後は、税収等の一般財源や基金残高、市債残高などの状況を踏まえ、適切な市民サービスの提供に努める必要があります。



2 社会の潮流と今後の課題

近年、デジタル技術の予測不可能な進展、価値観の多様化などから、以前に比べて未来予測が不可能な時代、VUCAの時代と呼ばれるようになっていました。

こうした中、2020年からの新型コロナウイルスの蔓延は、DXの進展、リモートワークの広がりなどをもたらし、こうした動きをさらに加速しています。

滑川市においては、こうした時代の潮流をふまえ、市政を推進していく必要があります。

(1) 人口減少と少子高齢化社会の進展

日本の総人口は、平成20(2008)年をピークに人口減少局面に突入し、国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、令和35(2053)年には、総人口が1億人を下回ると予想されており、いわゆる団塊の世代の全てが75歳以上を迎える「2025年問題」が提示されるなど、医療・介護など社会保障費の増大が大きな課題となっています。

(2) DXなどの技術革新の進展

デジタルの活用により、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変革をもたらす「DX」の取組みにより、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会の実現が求められています。

国においては、ICT(情報通信技術)の発展により、AI(人工知能)やIoT(モノのインターネット)などの新たな技術やビッグデータを活用した産業のイノベーションをあらゆる産業や社会生活に取り入れることにより、誰もが快適で活力に満ちた質の高い生活を送ることのできる社会「Society5.0」の実現を目指しています。また、令和4年12月に「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を閣議決定し、デジタルの力で、地方の個性を活かしながら社会課題の解決と魅力の向上を図るデジタル田園都市国家構想を推進しています。

ICT化による利便性の向上や安全・安心の確保等は、全ての人が享受すべきであり、デジタルデバイド(情報格差)が生じることのないよう、デジタル機器の操作に慣れていない人など誰も取り残されることのない社会の形成が求められています。加えて、人口減少の進行や行政課題の多様化が予想される中、ICTを効果的に活用し、将来的により少ない職員で効果的・効率的な行政運営を行うスマート自治体の構築に向けた取組みが必要となっています。

(3) 脱炭素・循環型・自然共生に向けた取り組み

地球温暖化への対策が喫緊の課題となっている中、二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量と植林、森林管理などによる吸収量を均衡させ、合計を実質ゼロにするカーボンニュートラルの対応が求められています。

国においては、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロにする政策目標を表明してお

り、技術革新による「環境と成長の好循環」の推進に取り組むとともに、循環型社会の形成、生物多様性に支えられた「自然共生社会」の形成に向けたそれぞれの取組みが統合的に達成された社会の実現を目指しています。

これら低炭素・循環型・自然共生社会の形成には、市民一人一人の日常生活や企業活動が深く関わるものであり、身近なかけがえのない環境を将来の世代に引き継ぐため、行政・市民・事業者がそれぞれの立場から連携して取り組むことが求められています。

(4) 人生 100 年時代の到来と誰もが活躍できる社会の実現

医療技術のさらなる発展による「人生 100 年時代」の到来を見据え、年齢や性別、障がいの有無、国籍に関わらず、誰もが自らのライフスタイルに応じ、健やかで生涯活躍できる社会の実現が求められています。健康寿命の延伸に向けた食育・健康づくりや生きがいがづくり、就労支援等の取組みの推進とともに、住み慣れた地域で生活続けることができるよう、地域の特性に応じた住まい、医療、介護・介護予防及び自立した日常生活の支援を包括的に提供する地域包括ケアシステムの構築が重要になっています。

グローバル化の進展によりヒト・モノ・カネ・情報が国境を越えて容易に行き来する社会に移行しています。地方においても経済発展の側面から、輸出やインバウンド（訪日外国人観光客）、在留外国人への積極的な対応が必要となっているほか、教育・文化面での国際交流活動の活性化やグローバル人材の育成も重要な課題となっています。

(5) 地域コミュニティの希薄化

少子高齢化や核家族化は、担い手の減少や価値観の多様化による地域コミュニティの希薄化を招いており、転入者など新しい人たちとつながり、協調・共創して新しい暮らしやすさや地域を活性化する取組みが求められています。

(6) 安全・安心な環境づくりの重要性

本市にも被害を及ぼした令和 6 年能登半島地震をはじめ、全国的には大規模な自然災害の発生が相次いでおり、毎年のように甚大な被害が生じています。防災意識の啓発や地域コミュニティによる助け合いに加え、災害発生時においても、被害の最小化や迅速な社会機能の復旧を図るため、平時からの備えを行う国土強靱化の取組みが重要になっています。さらには、新型コロナウイルスをはじめとする新しい感染症の発生など、これまで経験したことのない危機にも的確に対応していくことが求められています。

また、暮らしの中では、高齢者を狙った特殊詐欺やインターネットを使用した犯罪、悪質な運転による交通事故などが問題となっています。

(7) 持続可能な開発目標（SDGs）の実現に向けた動き

平成 27（2015）年 9 月の国連サミットにおいて、令和 12（2030）年までの長期的な開発の指針として、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、17 のゴール、169 のターゲットから構成される「持続可能な開発目標（SDGs）」が定められました。

SDGsは、その基本理念として、貧困の撲滅をはじめ、世界中の「誰一人取り残さない」社会を作っていくことが重要となっています。

国では「あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の実現」、「健康・長寿の達成」、8つの優先課題を掲げており、地方自治体にも積極的な推進が求められています。

第3章 まちづくりの目標

1 滑川市の将来ビジョン

笑顔いっぱい 幸せいっぱい 光り輝く 滑川

この将来ビジョンは、滑川市の歴史・伝統・魅力をふまえ、滑川市民をはじめ滑川市ゆかりの人たちにとって、目指すべき将来像を描いたものです。具体的な意味は次に記載したとおりです。

今後は、その将来ビジョンの意味をよく理解の上、その達成を目指します。また、その達成のための判断基準として、滑川市の各種政策を実行していきます。

笑顔いっぱい
多様な人がチャレンジし、共創・イノベーションを起こしていく、【笑顔】いっぱいのまち

【チャレンジ】

・滑川には、薬を製造し全国を回り販売した売薬の精神が根付いています。現在も、旧北陸街道の宿場町での空き店舗活用など、市内で起業する人が多く出てきています。こうしたチャレンジする起業家を増やしていきます。

【共創・イノベーション】

・多様な人が出会い、交流する場が、中滑川複合施設メリカなどで自然発生的に創り出されています。こうした場での共創により賑わいやワクワクするイベントを創出することで、新たなイノベーションや自己実現に繋げていきます。

幸せいっぱい
市民が健康に暮らし、新しいつながりを広げていく、【幸せ】いっぱいのまち

【健康な暮らし】

・「健康」とは、身体的・精神的・社会的に良好な状態であり、市民に「健康」な暮らしを広げていきます。

【新しいつながり】

・江戸時代から続く売薬は、全国各地に健康を届けたように、売薬の精神が根付いている滑川市では、市民のみならず、移住者など新しくつながりを持つ人も暖かく迎え入れ、滑川市に関わる人全てに「幸せ」を届けていきます。

光り輝く
【光り輝く】次世代に向け、人材を育成し、魅力を継承していくまち

【次世代の育成】

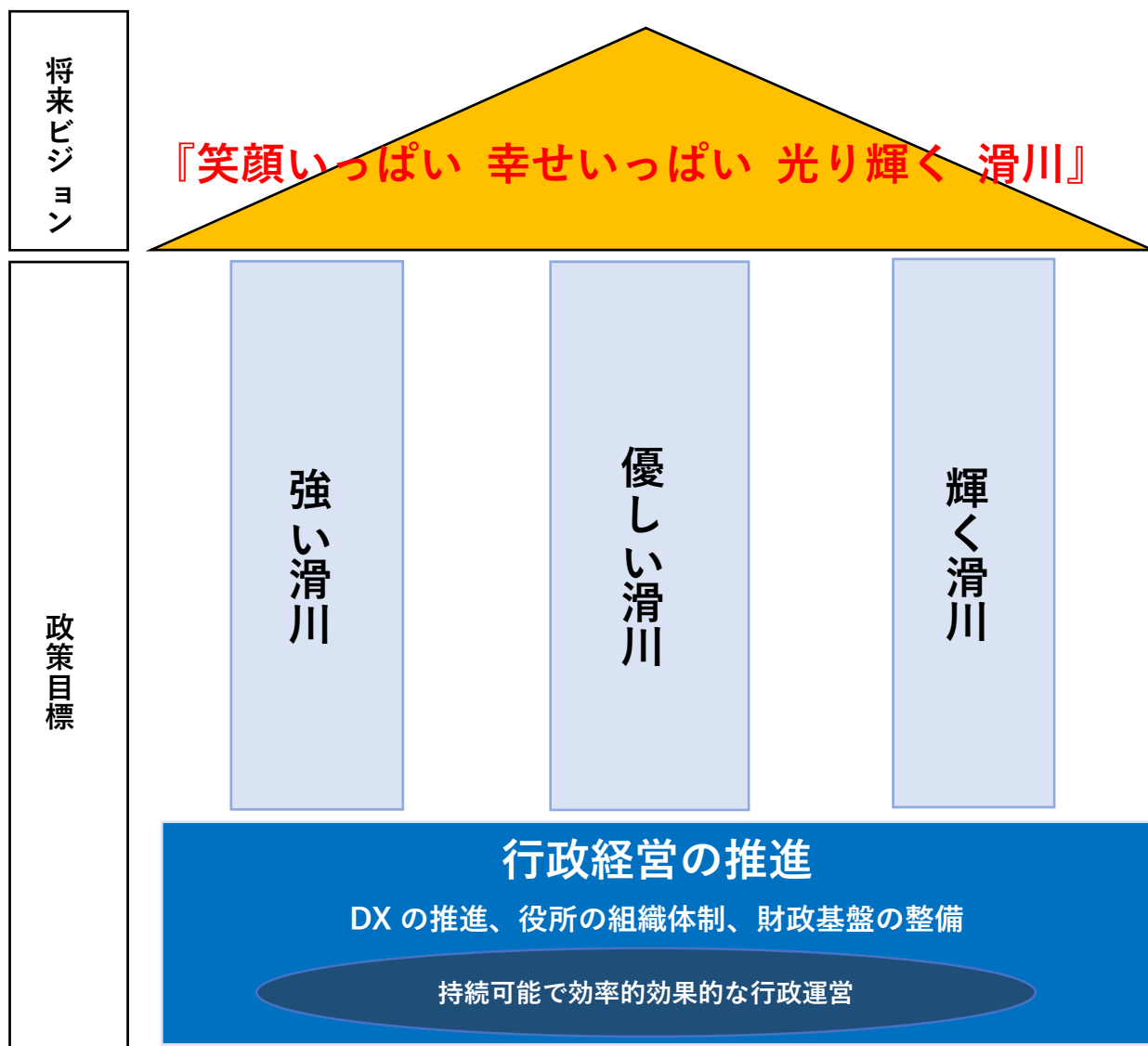
・子供たちが持つ無限大の可能性を引き出す教育により、「光り輝く」次世代の育成に繋げていきます。

【魅力継承】

・ホタルイカの幻想的な光、青空に映える立山連峰、海に沈む真っ赤な夕陽、県内トップクラスの夜景、ねぶた流しの炎、ランタン祭など、「光り輝く」まちを特徴とする、滑川市の魅力を次世代に継承します。

2 将来ビジョンを実現する政策目標

地方自治体におけるミッションは「住民の福祉の向上」(地方自治法第1条の2第2項)です。将来ビジョンはミッションに基づいた将来ありたい姿であり、ビジョン実現に向け3つの柱と行政組織基盤の土台から構成される政策目標により実行していきます。



3 政策体系について（基本計画とのつながり）

政策目標	政 策	
強い滑川	1	農林業の振興
	2	水産業の振興
	3	商業の振興
	4	工業の振興
	5	薬業の振興
	6	雇用・職場環境の向上
	7	地域資源ブランド化の推進
	8	防災・減災・危機管理体制の推進
	9	防犯・交通安全・消費者保護対策の推進
	10	地域公共交通の整備
	11	道路交通網の整備
	12	上下水道の整備
優しい滑川	13	子育て支援の充実
	14	生涯スポーツの振興
	15	生活困窮者の支援
	16	長寿社会への対応
	17	障がい福祉の充実
	18	地域福祉の推進
	19	保健・食育・感染症対策の推進、地域医療の確保
	20	ダイバーシティが尊重される人に優しい社会の推進
輝く滑川	21	学校教育の充実・教育のデジタル化
	22	青少年健全育成・地育地生の推進
	23	生涯学習の充実
	24	文化芸術の振興
	25	人が集う魅力的な都市環境の整備
	26	潤いのある景観の整備
	27	環境保全対策の推進
	28	SDGs 未来都市の実現
	29	公民連携によるまちづくりの推進
	30	観光の振興
行政経営の推進	31	デジタル技術を活用した持続可能なまちづくり
	32	市民との対話による開かれた市政運営
	33	市職員の能力を活かす組織づくり

第4章 計画の推進体制

1 計画の基本姿勢

(1) 市民参画

まちづくりに対する課題や目標を共有するため、市民との「対話」を進め、計画への反映に努めます。

(2) 組織力の強化

将来ビジョンに基づく人材育成方針や財政基盤の整備による組織力の強化を図り、行政経営を推進します。

(3) 多様な活動主体との公民連携による計画の推進

高度化・多様化する行政ニーズに対応し、市民や団体、事業者をはじめとする多様な活動主体と行政が協働した公民連携によるまちづくりを推進していきます。

(4) 成果志向型の目標設定

各施策について、「活動（どれだけ行政サービスを提供したか）」より、「成果（施策の目的がどれだけ達成されたか）」を重視した目標設定を行うことで、効果的・効率的な施策の推進を図ります。

(5) SDGsとの整合

総合計画の施策体系をSDGsの17の目標の視点から、本市の実情に合わせて整理し、推進することで、目標の達成を目指します。

2 計画の進捗管理

(1) PDCAサイクルによる計画の推進

本計画を実行性のあるものとするため、基本計画、実施計画に適切な成果指標・活動指標を設定し、進捗状況を評価する「行政評価」と評価結果に基づく「予算編成」を連動させることで、PDCAサイクルの中で、事業の「選択と集中」による適正な資源配分を行い、効果的・効率的に計画の推進を図ります。

(2) 総合計画審議会における毎年度の進捗管理

公募の市民や外部有識者等で構成する「滑川市総合計画審議会」を設置し、様々な視点から意見や提言等をいただきながら、計画を推進していく上で必要な事項について審議を行います。

(3) 計画の見直し

令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの計画期間となる後期基本計画は、令和7（2025）年度中に策定します。

また、前期基本計画の計画期間中においても、社会経済状況の変化や、新たな行政課題等に機敏に対応していくため、必要に応じて基本計画の見直しを行います。